

## 毒物及び劇物指定令

(毒物)

### 第一条

毒物及び劇物取締法(以下「法」という。)別表第1第28号の規定に基づき、次に掲げる物を毒物に指定する。

|      |  |
|------|--|
| 1    | アジ化ナトリウム及びこれを含有する製剤。ただし、アジ化ナトリウム0.1%以下を含有するものを除く。  |
| 1の2  | 亜硝酸イソプロピル及びこれを含有する製剤   |
| 1の3  | 亜硝酸ブチル及びこれを含有する製剤  |
| 1の4  | アバメクチン及びこれを含有する製剤。ただし、アバメクチン1.8%以下を含有するものを除く。  |
| 1の5  | 3-アミノ-1-プロペン及びこれを含有する製剤  |
| 1の6  | アリルアルコール及びこれを含有する製剤  |
| 1の7  | アルカノールアンモニウム-2,4-ジニトロ-6-(1-メチルプロピル)-フェノラート及びこれを含有する製剤。ただし、トリエタノールアンモニウム-2,4-ジニトロ-6-(1-メチルプロピル)-フェノラート及びこれを含有する製剤を除く。                   |
| 1の8  | 5-イソシアナト-1-(イソシアナトメチル)-1,3,3-トリメチルシクロヘキササン及びこれを含有する製剤  |
| 1の9  | O-エチル-O-(2-イソプロポキシカルボニルフェニル)-N-イソプロピルチオホスホルアミド(別名イソフェンホス)及びこれを含有する製剤。ただし、O-エチル-O-(2-イソプロポキシカルボニルフェニル)-N-イソプロピルチオホスホルアミド5%以下を含有するものを除く。 |
| 1の10 | O-エチル=S,S-ジプロピル=ホスホロジチオアート(別名エトプロホス)及びこれを含有する製剤。ただし、O-エチル=S,S-ジプロピル=ホスホロジチオアート5%以下を含有するものを除く。  |
| 2    | エチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト(別名EPN)を含有する製剤。ただし、エチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト1.5%以下を含有するものを除く。   |
| 2の2  | N-エチル-メチル-(2-クロロ-4-メチルメルカプトフェニル)-チオホスホルアミド及びこれを含有する製剤  |
| 2の3  | 塩化ベンゼンスルホニル及びこれを含有する製剤   |
| 2の4  | 塩化ホスホリル及びこれを含有する製剤   |
| 3    | 黄燐を含有する製剤  |
| 4    | オクタクロルテトラヒドロメタノフタランを含有する製剤   |
| 5    | オクタメチルピロホスホルアミド(別名シュラーダン)を含有する製剤   |
| 5の2  | オルトケイ酸テトラメチル及びこれを含有する製剤  |
| 6    | クラールを含有する製剤  |
| 6の2  | クロトンアルデヒド及びこれを含有する製剤   |
| 6の3  | クロロアセトアルデヒド及びこれを含有する製剤   |
| 6の4  | クロロ酢酸メチル及びこれを含有する製剤  |
| 6の5  | 1-クロロ-2,4-ジニトロベンゼン及びこれを含有する製剤  |
| 6の6  | クロロ炭酸フェニルエステル及びこれを含有する製剤   |
| 6の7  | 2-クロロピリジン及びこれを含有する製剤   |
| 6の8  | 3-クロロ-1,2-プロパンジオール及びこれを含有する製剤  |
| 6の9  | (クロロメチル)ベンゼン及びこれを含有する製剤  |
| 6の10 | 五塩化燐及びこれを含有する製剤  |
| 6の11 | 三塩化硼素及びこれを含有する製剤   |
| 6の12 | 三塩化燐及びこれを含有する製剤  |
| 6の13 | 三弗化硼素及びこれを含有する製剤   |
| 6の14 | 三弗化燐及びこれを含有する製剤  |
| 6の15 | ジアセトキシプロペン及びこれを含有する製剤  |
| 7    | 四アルキル鉛を含有する製剤  |
| 8    | 無機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。<br>イ 紺青及びこれを含有する製剤<br>ロ フェリシアン塩及びこれを含有する製剤<br>ハ フェロシアン塩及びこれを含有する製剤                                 |
| 9    | ジエチル-S-(エチルチオエチル)-ジチオホスフェイト及びこれを含有する製剤。ただし、ジエチル-S-(エチルチオエチル)-ジチオホスフェイト5%以下を含有するものを除く。  |
| 9の2  | ジエチル-S-(2-クロロ-1-フタルイミドエチル)-ジチオホスフェイト及びこれを含有する製剤  |
| 9の3  | ジエチル-(1,3-ジチオシクロペンチリデン)-チオホスホルアミド及びこれを含有する製剤。ただし、ジエチル-(1,3-ジチオシクロペンチリデン)-チオホスホルアミド5%以下を含有するものを除く。                                      |
| 9の4  | ジエチルパラジメチルアミノスルホニルフェニルチオホスフェイト及びこれを含有する製剤  |
| 10   | ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト(別名パラチオン)を含有する製剤  |

|      |   |  |   |
|------|---|--|---|
| 10の2 | ジエチル-4-メチルスルフィニルフェニル-チオホスフェイト及びこれを含有する製剤。ただし、ジエチル-4-メチルスルフィニルフェニル-チオホスフェイト3%以下を含有するものを除く。   |  |   |
| 10の3 | 1,3-ジクロロプロパン-2-オール及びこれを含有する製剤   |  |   |
| 10の4 | (ジクロロメチル)ベンゼン及びこれを含有する製剤  |  |   |
| 10の5 | 2,3-ジシアノ-1,4-ジチアアントラキノン(別名ジチアノン)及びこれを含有する製剤。ただし、2,3-ジシアノ-1,4-ジチアアントラキノン50%以下を含有するものを除く。   |  |   |
| 11   | ジニトロクレゾールを含有する製剤  |  |   |
| 12   | ジニトロクレゾール塩類及びこれを含有する製剤  |  |   |
| 12の2 | ジニトロフェノール及びこれを含有する製剤  |  |   |
| 13   | 2,4-ジニトロ-6-(1-メチルプロピル)-フェノールを含有する製剤。ただし、2,4-ジニトロ-6-(1-メチルプロピル)-フェノール2%以下を含有するものを除く。   |  |   |
| 13の2 | 2-ジフェニルアセチル-1,3-インダンジオン及びこれを含有する製剤。ただし、2-ジフェニルアセチル-1,3-インダンジオン0.005%以下を含有するものを除く。   |  |   |
| 13の3 | 四弗化硫黄及びこれを含有する製剤  |  |   |
| 13の4 | ジボラン及びこれを含有する製剤   |  |   |
| 13の5 | ジメチル-(イソプロピルチオエチル)-ジチオホスフェイト及びこれを含有する製剤。ただし、ジメチル-(イソプロピルチオエチル)-ジチオホスフェイト4%以下を含有するものを除く。   |  |   |
| 14   | ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト(別名メチルジメトン)を含有する製剤   |  |   |
| 15   | ジメチル-(ジエチルアミド-1-クロロクロトニル)-ホスフェイトを含有する製剤   |  |   |
| 15の2 | 1,1'-ジメチル-4,4'-ジピリジニウムヒドロキッド、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤  |  |   |
| 16   | ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト(別名メチルパラチオン)を含有する製剤  |  |   |
| 16の2 | 1,1-ジメチルヒドラジン及びこれを含有する製剤  |  |   |
| 16の3 | 2,2-ジメチルプロパノイルクロライド(別名トリメチルアセチルクロライド)及びこれを含有する製剤  |  |   |
| 16の4 | 2,2-ジメチル-1,3-ベンゾジオキソール-4-イル-N-メチルカルバマート(別名ベンダイオカルブ)及びこれを含有する製剤。ただし、2,2-ジメチル-1,3-ベンゾジオキソール-4-イル-N-メチルカルバマート5%以下を含有するものを除く。   |  |   |
| 17   | 水銀化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。<br>イ アミノ塩化第二水銀及びこれを含有する製剤<br>ロ 塩化第一水銀及びこれを含有する製剤<br>ハ オレイン酸水銀及びこれを含有する製剤<br>ニ 酸化水銀5%以下を含有する製剤<br>ホ 沃化第一水銀及びこれを含有する製剤<br>ヘ 雷酸第二水銀及びこれを含有する製剤<br>ト 硫化第二水銀及びこれを含有する製剤 |  |   |
|      | 17の2  | ストリキニーネ、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤  |   |
|      | 18  | セレン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。<br>イ 亜セレン酸0.0082%以下を含有する製剤<br>ロ 亜セレン酸ナトリウム0.00011%以下を含有する製剤<br>ハ 硫黄、カドミウム及びセレンから成る焼結した物質並びにこれを含有する製剤<br>ニ ゲルマニウム、セレン及び砒素から成るガラス状態の物質並びにこれを含有する製剤<br>ホ セレン酸ナトリウム0.00012%以下を含有する製剤 |   |
|      |   | 19   | テトラエチルピロホスフェイト(別名TEPP)を含有する製剤   |
|      |   | 19の2   | 2,3,5,6-テトラフルオロ-4-メチルベンジル=(Z)-(1RS,3RS)-3-(2-クロロ-3,3,3-トリフルオロ-1-プロペニル)-2,2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート(別名テフルトリン)及びこれを含有する製剤。ただし、2,3,5,6-テトラフルオロ-4-メチルベンジル=(Z)-(1RS,3RS)-3-(2-クロロ-3,3,3-トリフルオロ-1-プロペニル)-2,2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート0.5%以下を含有するものを除く。 |
|      |   | 19の3   | テトラメチルアンモニウム=ヒドロキッド及びこれを含有する製剤  |
|      |   | 19の4   | 1-ドデシルグアニジニウム=アセタート(別名ドジン)及びこれを含有する製剤。ただし、1-ドデシルグアニジニウム=アセタート65%以下を含有するものを除く。   |
| 19の5 | (トリクロロメチル)ベンゼン及びこれを含有する製剤   |  |   |
| 19の6 | トリブチルアミン及びこれを含有する製剤。  |  |   |
| 19の7 | ナラシン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、ナラシンとして10%以下を含有するものを除く。  |  |   |
| 20   | ニコチンを含有する製剤   |  |   |
| 21   | ニコチン塩類及びこれを含有する製剤   |  |   |
| 22   | ニッケルカルボニルを含有する製剤  |  |   |
| 22の2 | ビス(4-イソシアナトシクロヘキシル)メタン及びこれを含有する製剤   |  |   |

|       |   |
|-------|---|
| 22の3  | S,S-ビス(1-メチルプロピル)=O-エチル=ホスホロジチオアート(別名カズサホス)及びこれを含有する製剤。ただし、S,S-ビス(1-メチルプロピル)=O-エチル=ホスホロジチオアート10%以下を含有するものを除く。   |
| 23    | 砒素化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。<br>イ ゲルマニウム、セレン及び砒素から成るガラス状態の物質並びにこれを含有する製剤  |
|       | ロ 砒化インジウム及びこれを含有する製剤  |
|       | ハ 砒化ガリウム及びこれを含有する製剤   |
|       | ニ メタンアルソン酸カルシウム及びこれを含有する製剤  |
|       | ホ メタンアルソン酸鉄及びこれを含有する製剤  |
| 23の2  | ヒドラジン   |
| 23の3  | 2-ヒドロキシエチル=アクリラート及びこれを含有する製剤  |
| 23の4  | 2-ヒドロキシプロピル=アクリラート及びこれを含有する製剤   |
| 23の5  | ブチル=2,3-ジヒドロ-2,2-ジメチルベンゾフラン-7-イル=N,N'-ジメチル-N,N'-チオジカルバマート(別名フラチオカルブ)及びこれを含有する製剤。ただし、ブチル=2,3-ジヒドロ-2,2-ジメチルベンゾフラン-7-イル=N,N'-ジメチル-N,N'-チオジカルバマート5%以下を含有するものを除く。  |
| 24    | 弗化水素を含有する製剤   |
| 24の2  | 弗化スルフリル及びこれを含有する製剤  |
| 24の3  | フルオロスルホン酸及びこれを含有する製剤  |
| 24の4  | 1-(4-フルオロフェニル)プロパン-2-アミン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤  |
| 24の5  | 7-ブromo-6-クロロ-3-[3-[(2R,3S)-3-ヒドロキシ-2-ピペリジル]-2-オキソプロピル]-4(3H)-キナゾリノン、7-ブromo-6-クロロ-3-[3-[(2S,3R)-3-ヒドロキシ-2-ピペリジル]-2-オキソプロピル]-4(3H)-キナゾリノン及びこれらの塩類並びにこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、スチレン及びジビニルベンゼンの共重合物のスルホン化物の7-ブromo-6-クロロ-3-[3-[(2R,3S)-3-ヒドロキシ-2-ピペリジル]-2-オキソプロピル]-4(3H)-キナゾリノンと7-ブromo-6-クロロ-3-[3-[(2S,3R)-3-ヒドロキシ-2-ピペリジル]-2-オキソプロピル]-4(3H)-キナゾリノンとのラセミ体とカルシウムとの混合塩(7-ブromo-6-クロロ-3-[3-[(2R,3S)-3-ヒドロキシ-2-ピペリジル]-2-オキソプロピル]-4(3H)-キナゾリノンと7-ブromo-6-クロロ-3-[3-[(2S,3R)-3-ヒドロキシ-2-ピペリジル]-2-オキソプロピル]-4(3H)-キナゾリノンとのラセミ体として7.2%以下を含有するものに限る。)及びこれを含有する製剤を除く。 |
| 24の6  | ブromo酢酸エチル及びこれを含有する製剤   |
| 24の7  | ヘキサキス( $\beta$ ・ $\beta$ -ジメチルフェネチル)ジスタンノキサン(別名酸化フェンブタズ)及びこれを含有する製剤   |
| 25    | ヘキサクロルエポキシオクタヒドロエンドエンドジメタノナフタリン(別名エンドリン)を含有する製剤   |
| 26    | ヘキサクロルヘキサヒドロメタノベンゾジオキサチエピンオキサイドを含有する製剤  |
| 26の2  | ヘキサクロロシクロペンタジエン及びこれを含有する製剤  |
| 26の3  | ベンゼンチオール及びこれを含有する製剤   |
| 26の4  | ホスゲン及びこれを含有する製剤   |
| 26の5  | メタンスルホニル=クロリド及びこれを含有する製剤  |
| 26の6  | メチルシクロヘキシル-4-クロルフェニルチオホスフェイト及びこれを含有する製剤。ただし、メチルシクロヘキシル-4-クロルフェニルチオホスフェイト1.5%以下を含有するものを除く。   |
| 26の7  | メチル-N,N'-ジメチル-N-[(メチルカルバモイル)オキシ]-1-チオオキササムイミデート及びこれを含有する製剤。ただし、メチル-N,N'-ジメチル-N-[(メチルカルバモイル)オキシ]-1-チオオキササムイミデート0.8%以下を含有するものを除く。   |
| 26の8  | メチルホスホン酸ジクロリド   |
| 26の9  | S-メチル-N-[(メチルカルバモイル)-オキシ]-チオアセトイミデート(別名メミル)及びこれを含有する製剤。ただし、S-メチル-N-[(メチルカルバモイル)-オキシ]-チオアセトイミデート45%以下を含有するものを除く。   |
| 26の10 | メチルメルカプタン及びこれを含有する製剤  |
| 26の11 | メチレンビス(1-チオセミカルバジド)及びこれを含有する製剤。ただし、メチレンビス(1-チオセミカルバジド)2%以下を含有するものを除く。   |
| 26の12 | 2-メルカプトエタノール及びこれを含有する製剤。ただし、2-メルカプトエタノール10%以下を含有するものを除く。  |
| 27    | モノフルオール酢酸塩類及びこれを含有する製剤  |
| 28    | モノフルオール酢酸アミドを含有する製剤   |
| 29    | 燐化アルミニウムとその分解促進剤とを含有する製剤  |
| 30    | 燐化水素及びこれを含有する製剤   |
| 31    | 六弗化タングステン及びこれを含有する製剤  |

